

MC-19147
2019年8月27日

各位

一般財団法人 中東協力センター
代表専務理事 弘田 精二

オマーン・ビジネス視察ミッション派遣のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃は弊センターの事業活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

この度、中東協力センターでは、12月にオマーンにビジネス視察ミッションを派遣いたします。

オマーンはホルムズ海峡を領海に有し、昨今の中東情勢を俯瞰すると、地政学的にも我が国のエネルギー安全保障の観点からも、同国の重要性が高まっていると言っても過言ではありません。一方で、オマーンの原油可採年数は20年前後と推定され、原油収入依存型の経済構造からの脱却が喫緊の課題となっています。そこでオマーン政府は中・長期の国家の開発戦略を策定し、商工業や漁業等の産業の多角化、インフラ整備、大規模観光開発、石油・ガスを利用した下流部門の育成等を進めています。ここでは、他のGCC諸国と異なる比較優位性を活かしながら、諸外国からの投資の呼び込みや技術の導入に積極的に取り組んでいます。これは我が国の企業にとっても、オマーン市場のみならず、インドや東アフリカ地域を含む周辺諸国向けの事業展開を検討するうえで、さまざまなビジネス機会の可能性が考えられます。

本ミッションでは、オマーンの実際の姿を直接見聞することを通じて、投資を中心とする商機を発掘することを目的としています。詳細は添付の「オマーン・ビジネス視察ミッション派遣概要」を参照いただき、皆様におかれましては奮ってご参加をいただきますよう、謹んでお願い申し上げます。

敬具

添付：派遣概要、参加申込書、オマーン情報（参考）

オマーン・ビジネス視察ミッション派遣概要

1. 目的

ホルムズ海峡を領海に有するとともに、インド洋に直接面し湾岸諸国、インド、東南アジア、東アフリカの結節点として、地政学的にもエネルギーの安全保障の観点からも重要な位置づけにあるオマーンにビジネス視察ミッションを派遣し、2016～2020年の第9次五か年計画で指定された重点分野（①製造業、②運輸・物流、③観光、④漁業、⑤鉱業）の実態把握や、外資を取り巻くビジネス環境を直接見聞することで、投資を中心としたオマーンでの新たな商機を発掘する。

2. 派遣先：オマーン（マスカット、ドゥクム）

3. 派遣期間：2019年12月6日（金）日本発、同12月13日（金）日本着の8日間

- ・ 現地での活動は、12月8日（日）から同12日（木）の5日間
- ・ 詳細スケジュールは、参加申込みをいただいた方に別途ご案内いたします。

4. 実施主体

【主催】中東協力センター

【後援】ジェトロ（予定）

【協力】在日オマーン大使館、オマーン投資促進輸出振興庁（Ithraa）

5. 現地での活動内容（予定）

- ・ オマーン政府（商工省）、投資促進輸出振興庁（Ithraa）、オマーン商工会議所、Tanfeedh、2040 Vision Office からのブリーフィング等
- ・ ドゥクム経済特区（SEZAD: Special Economic Zone Authority at Duqm）視察
- ・ 在オマーン日本国大使館表敬、現地で水・電力等のインフラ事業を展開する日系企業訪問、現地日系企業駐在員との情報交換等

※オマーンでのご関心の分野、現地での面談・訪問先等に対するご希望があれば、添付の「参加申込書」に記載ください。皆様からのご意見を集約、グループ分けし、オマーン側に申し入れます（ご要望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください）。

例：オマーン電力・水公社（OPWP）訪問、日本が開発を支援した Sohar Port/Freezone や Salalah Freezone 視察、〇〇分野に従事する現地有力企業との面談等

6. 募集人数：20名（原則1社1名）

- ・ 日系企業に勤務し、英語でのコミュニケーションが取れる方（第三国・現地からの参加も可）。
- ・ ミッションの全行程にご参加いただく必要があります（途中参加・離団は不可）。
- ・ 帰国後に報告書の作成とアンケートへのご協力をお願いします。

7. 参加費用

経済産業省の「中東等産油・産ガス国投資等促進事業／中東ビジネス等促進事業」で定める補助対象経費（渡航費、現地滞在費、報告書作成費、現地交通費等の現地活動費）の1/2を弊センターが負担します。残りの1/2を分担金（参加者負担金）として、弊センターから参加者宛に請求させていただきます。

ただし、日本からの参加者と第三国・現地からの参加者では、補助の条件が異なりますので、ご注意ください。詳細は下記ご参照ください。

補助対象経費	日本からの参加	第三国・現地からの参加
航空賃	JCCME がまとめて手配し、帰国後に半額を請求	参加者が立て替え（航空券の手配を含む）、帰国後に全額をJCCME に請求、その後JCCME から半額を請求
国内旅費	参加者が立て替え、帰国後に全額をJCCME に請求、その後JCCME から半額を請求	補助対象外
海外旅行傷害保険料	JCCME がまとめて手配し、帰国後に半額を請求	補助対象外
滞在費	JCCME がまとめて手配し、帰国後に半額を請求	
現地活動費	ミッション派遣を通じて要した現地活動費を参加者の人数で頭割りし、その半額を請求	
報告書作成費	報告書作成に要した費用を参加者の人数で頭割りし、その半額を請求	

* 上記の補助対象者は1名/社を原則とし、二人目以降の参加者は「同行者」として、費用の全額をご自身で負担いただきます。

* 弊センターの規程により、フライトの利用クラスは、参加者が所属する企業の社内規程を準用します。ビジネスクラスを利用する場合は、旅費規程の中で、搭乗クラスを定めた条項の写しをご提出いただきますので、予めご了承ください。

8. 参加申し込み

- (1) 添付「参加申込書」に必要事項を入力の上、2019年10月18日（金）までにパスポートの顔写真のスキャンデータを添えて、下記事務局宛にメール送信ください。
- (2) 「同行者」を含む補助対象とならない方の参加につきましては、別途事務局までご相談ください。

【お問い合わせ】

一般財団法人 中東協力センター事務局（岡崎、吉田、川崎）

Tel : 03-3237-6722

E-mail : omanbizm2019@jccme.or.jp

以上